

光駅周辺バリアフリー基本構想

令和8年3月

光市

目次

第1章 基本構想の概要.....	1
1 策定の趣旨・目的.....	1
2 基本構想の位置付け.....	2
3 上位・関連計画の整理.....	3
(1) 上位計画の整理.....	3
(2) 関連計画の整理.....	6
4 目標年次.....	7
第2章 光市の概要.....	8
1 立地特性.....	8
2 道路・交通の状況.....	9
3 高齢者・障害者の状況.....	10
(1) 人口の状況.....	10
(2) 高齢化率の推移.....	11
(3) 要介護認定の状況.....	12
(4) 障害者の状況.....	12
第3章 光駅周辺の現況と課題.....	14
1 光駅周辺の現況.....	14
(1) 土地利用の現況.....	14
(2) 都市機能の現況.....	15
2 光駅周辺のバリアフリーの状況.....	16
(1) 光駅周辺のバリアフリーの状況.....	16
(2) 公共交通のバリアフリーの状況.....	19
3 光駅利用者等の意向.....	22
(1) 光駅利用者アンケート調査.....	22
(2) 関係団体からのヒアリング調査.....	23

(3) アンケート調査とヒアリング調査から得た施設の問題点や利用者等の意向.....	23
4 光駅周辺のバリアフリーに関する課題の整理.....	25
(1) 南北自由通路のバリアフリー化.....	25
(2) 公共交通における移動円滑化.....	25
(3) 安全・快適に利用できる利用者空間の形成.....	25
(4) 誰もが優しくサポートできるまちづくり.....	26
第4章 光駅周辺の移動等円滑化に関する基本的な考え方.....	27
第5章 重点整備地区の位置及び区域の設定.....	28
第6章 生活関連施設及び生活関連経路の設定.....	29
1 生活関連施設の設定.....	29
2 生活関連経路の設定.....	29
第7章 移動等円滑化の整備方針.....	30
1 重点整備地区の整備方針.....	30
2 心のバリアフリーの推進.....	30
(1) 周知・啓発活動の実施.....	30
(2) 福祉体験の推進.....	30
第8章 実施すべき特定事業及びその他の事業.....	31
1 公共交通特定事業.....	31
2 道路特定事業.....	31
3 路外駐車場特定事業.....	32
4 建築物特定事業.....	32
5 交通安全特定事業.....	32
6 教育啓発特定事業.....	33
7 その他の事業.....	33
第9章 基本構想の実現に向けて.....	35

第1章 基本構想の概要

1 策定の趣旨・目的

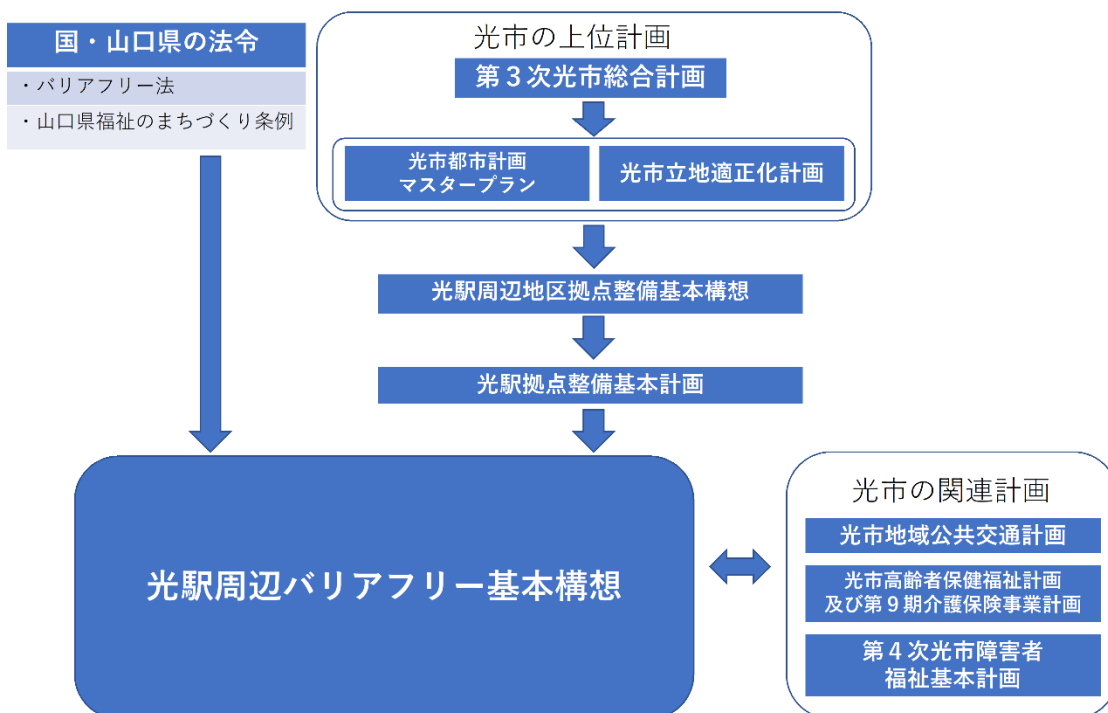
我が国では、令和6年10月時点で総人口の29.3%を65歳以上の高齢者が占め、そのうち、後期高齢者が半数以上の16.8%を占めるほどの超高齢社会が到来しており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められています。また、総人口の約9%が何らかの障害を有していることとされ、障害の有無にかかわらず、全ての人互いに、人格と個性を尊重し、支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける「共生社会」の実現も求められています。このような社会の実現のためには、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というあらゆる人の利用を念頭においたユニバーサルデザインの考え方を導入した環境づくりが必要となっています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）においては、市町村は、国が定める基本方針に基づき、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等（高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者をいう。以下同じ。）が利用する施設が集まった地区について、公共交通、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等の「面的・一体的なバリアフリー化」を推進するため、「バリアフリー基本構想」などを策定するように努めるものとされています。

本市においては、現在、光駅拠点整備基本計画に基づき、駅を含む光駅周辺の地区（以下「本地区」という。）において、新たな南北自由通路と南口・北口の両駅前広場の整備に取り組んでいるところであり、本地区において、各施設の一体的なバリアフリー化を推進し、誰もが安全に、安心して移動し、施設が利用できる本地区の実現を目指し、バリアフリー法第25条第1項の規定に基づくバリアフリー基本構想を策定します。

2 基本構想の位置付け

本基本構想は、バリアフリー法に基づくとともに、第3次光市総合計画、光市都市計画マスタープラン及び光駅周辺地区拠点整備基本構想等を上位計画とし、光市地域公共交通計画等の関連計画との整合を図ります。



3 上位・関連計画の整理

本基本構想を作成するにあたり、本市の上位・関連計画におけるまちづくりの方向性や本地区の位置付けを以下のとおり整理します。

(1) 上位計画の整理

第3次光市総合計画			
概要	本市の最高規範である「光市民憲章」の精神や普遍・不朽の3つの都市宣言の理念に基づき、目指すまちの姿を定めるとともに、本市が取り組むべき全ての政策を網羅したもの。		
策定年月	令和4年3月	計画期間	令和4年度～令和8年度
関連する施策展開	<p>○ つながる光・未来戦略プロジェクトー4 地域がつながる 光駅のバリアフリー化と公共交通ネットワーク構築プロジェクトー光駅拠点整備の推進</p> <p>光駅拠点整備を着実に進めるとともに、民間活力により、駅周辺のにぎわいを創出します。</p> <p>(具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR光駅のバリアフリー化と南北自由通路の更新 ・ 駅前広場の機能充実・再配置 ・ 民間活力によるにぎわいの創出 など <p>○ 基本目標3ー重点目標1ー政策1：「支え合いによる地域社会の実現」</p> <p>「あいサポート運動」を推進し、全ての市民が安心して日常生活や社会活動ができるよう、バリアフリー思想の普及啓発とともに、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めるため、コミュニケーションをとり合い、支え合う「心のバリアフリー」を促進します。</p> <p>また、歩道等の段差の解消をはじめ、公共施設はもとより民間の公共的施設についてもスロープ等の設置を促進するなど、誰もが安全で暮らしやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。</p> <p>○ 基本目標4ー重点目標2ー政策1：「良好な都市空間の創出」</p> <p>公共交通や一般車両、自転車、歩行者などの多様な交通手段が集ま</p>		

	<p>る交通の結節点として、人々がゆきかい、人々がつどい、人々がつながる交流の場となるよう、南北自由通路の更新をはじめ、南口及び北口駅前広場の機能充実・再配置、交流空間、サービス機能施設の整備等を進めます。</p>		
光市都市計画マスタープラン			
概要	<p>本市の将来都市構造をはじめ、土地利用や市街地整備に関する方針、道路、公園、下水道などの各種都市施設の配置や整備に関する方針のほか、都市防災や景観形成など都市計画と密接に関わりのある各種課題を解決するための都市づくりの長期的な指針を定めたもの。</p>		
策定年月	平成24年3月	計画期間	平成24年度～令和13年度
関連する方針	<p>○ 本地区：「都市拠点地区」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路・交通体系の方針 <p>徒歩や自転車も安心して移動できる、全ての人にやさしい道路整備に努めるとともに、歩道における段差の解消を進め、バリアフリー化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の施設の方針 <p>公共施設等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインを考慮し、バリアフリー化を図るなど、誰もが使いやすい施設整備を行います。</p>		
光市立地適正化計画			
概要	<p>インフラの整備が進み、人口減少社会を迎えて、民間の生活サービス施設の立地に焦点があてられる中において、将来の都市像を明示し、未来を見据えて都市機能や居住を適地に誘導し、コンパクトなまちづくりを推進するもの。</p>		
策定年月	平成31年3月策定 令和7年3月改定	計画期間	令和元年度～令和22年度
本地区の位置付けと施策の方向性	<p>○ 本地区：「都市機能誘導区域」</p> <ul style="list-style-type: none"> I 市内外から人を呼び込む都市機能の集積と、自然と調和した魅力ある都市空間の形成 II 訪れやすく、交流し、回遊したくなる空間の創出 III 周辺団地等への将来を担う若者の移住・定住の促進 		

光駅周辺地区拠点整備基本構想			
概要	光駅を中心に半径約500m圏内におけるまちづくりの方針となるものであり、今後のステップとなる個別施設の整備や各種施策・事業を進めていくにあたっての基礎となるもの。		
策定年月	平成31年3月	計画期間	—
関連する整備の方向性と取組の一例	<p>○ 整備の基本的な方向性：誰にもやさしいユニバーサルデザインの回遊空間づくり</p> <p>【取組の一例】</p> <p>南側・北側エリアの結節強化、機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南北自由通路の確保・充実（歩行者等） <p>市内外からの交通結節機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南北駅前広場（駐車場・駐輪場、ロータリー等）の整備 <p>駅近接エリアの利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信機能やトイレ等の利便設備の充実 <p>移動の安全性を高める機能やデザインの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアの一体的、連続的なバリアフリーに向けた検討 ・わかりやすい案内サインの検討 <p>安心して利用できる防犯性や交通安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗り換え、送迎環境の充実 		
光駅拠点整備基本計画			
概要	光駅周辺地区拠点整備基本構想の考え方に沿って、新たな南北自由通路及び南口駅前広場、北口駅前広場などの整備について、方針や内容等を定めたもの。		
策定年月	令和2年9月策定 令和7年3月変更	計画期間	—
関連する整備の方向性と関連施策	<p>○ 整備の方向性：誰にも安全でわかりやすい安心環境づくり</p> <p>高齢者や障害者など誰もが安全に移動でき、適切でわかりやすい案内や誘導など、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた安心して利用できる環境整備を行います。</p> <p>○ 関連施策</p> <p>駅を含む光駅周辺の一体的なバリアフリー化を進めるため、バリア</p>		

	フリー法に基づく移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）の策定に取り組みます。
--	---

（2）関連計画の整理

光市地域公共交通計画			
概要	人口減少社会が進行する中で、地域の実情に即した移動手段の確保が求められる一方で、光駅拠点整備などのまちづくりが進められており、これらへの対応を視野に入れた本市の公共交通ネットワークのあり方を示したものの。		
策定年月	令和4年3月	計画期間	令和4年度～令和8年度
関連する施策例	<p>○ 施策例：「交通結節点及びバス停周辺の環境整備」</p> <p>市民や事業者等の協力のもと、主要交通結節点である駅周辺の環境整備やバス停付近の待合所の整備に取り組みます。</p> <p>【光駅周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光駅の南北自由通路の整備 ・駐車場や駐輪場をはじめとする駅前広場の整備 		
光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画			
概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療、介護、予防（疾病予防・介護予防）、生活支援（掃除・買い物・ごみ出し等）、住まいが一体的、包括的に提供される地域の支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため策定したものの。		
策定年月	令和6年3月	計画期間	令和6年度～令和8年度
関連する施策の方向性	高齢者をはじめ全ての人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、既存の公共交通との連携のもと、人にやさしい地域公共交通を目指します。		
第4次光市障害者福祉基本計画			
概要	本市における障害のある人の心身の状況、その置かれている環境、近年の状況の変化、その他の事情を正確に把握・分析・整理した上で、これらの事情を勘案するとともに、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため策定したものの。		
策定年月	令和6年3月	計画期間	令和6年度～令和11年度

関連する施策・ 具体的取組	○ 生活環境を整えるための具体的取組：公共的建築物等の整備 不特定多数の人が利用する公共的施設については、「山口県福祉 のまちづくり条例」等バリアフリーに係る基準に基づいた整備を促 進します。
------------------	---

4 目標年次

目標年次については、策定から10年後である2035年度（令和17年度）としま
す。

第2章 光市の概要

1 立地特性

本市は、山口県の東南部に位置し、市の南側は瀬戸内海、東側に柳井市、田布施町、北側に周南市、岩国市、西側では下松市に隣接しています。東西方向は約16km、南北方向は約15km、総面積は約92km²です。

市域の北西部には島田川、北東部には田布施川が流れており、両河川を中心にまとまった平地が広がっており、島田川下流部のデルタ地帯を中心とした瀬戸内海沿岸には市街地が形成されています。また、島田川、田布施川の両河川の上流部には良好な田園地帯が広がるとともに、岩田駅周辺にも市街地が形成されています。

本市の玄関口である本地区に目を向けると、市域の西端に位置し、JR山陽本線と国道188号の接点となる交通の要衝となります。また駅の南側は、商業施設や宿泊施設、公共施設等の都市機能が立地し、北側には本市最大の人口が集中する虹ヶ丘団地をはじめ、利便性が高い良好な住宅地が形成されています。

○ 位置



資料：「光市都市計画マスタープラン」から作成

2 道路・交通の状況

本市の道路は、市域を東西に貫く国道188号を軸として、主要地方道や一般県道が放射状に配置されており、これらが主要な幹線道路として都市の骨格を形成しています。

また、都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線（主要地方道光柳井線）の西側端部から国道188号へ接続する都市計画道路瀬戸風線の整備が進められるなど、都市内の交通の利便性が向上しています。

一方、内陸部では、山陽自動車道熊毛インターチェンジに接続する主要地方道德山光線をはじめ、主要地方道下松田布施線や一般県道光玖珂線により、市外とのネットワークを形成しています。



資料：「光市都市計画マスタープラン」から作成

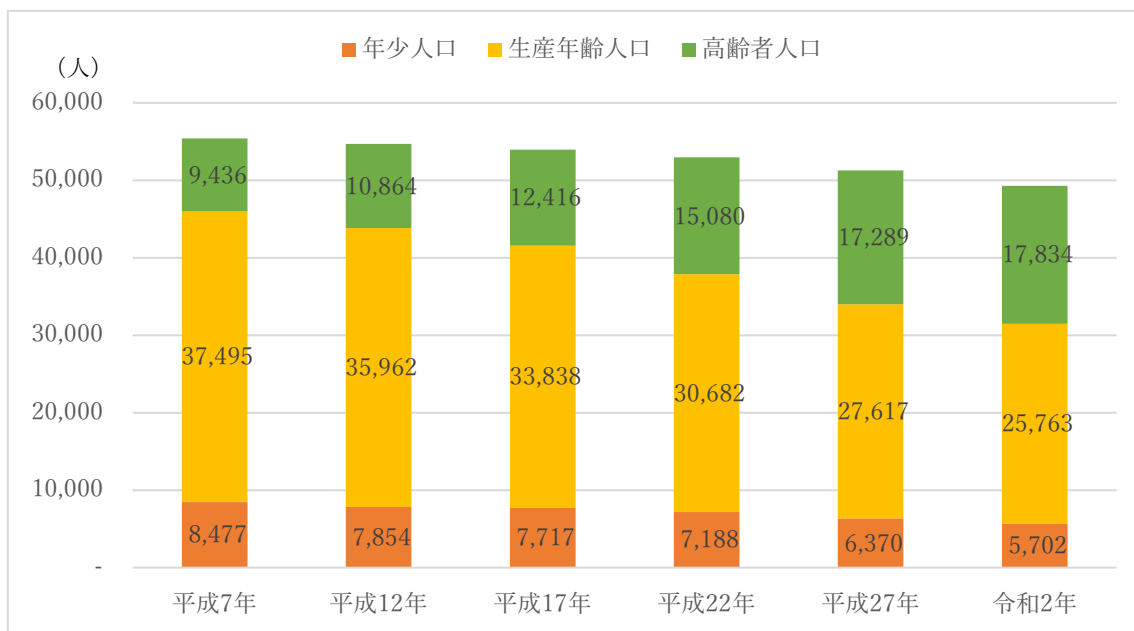
3 高齢者・障害者の状況

(1) 人口の状況

国勢調査に基づく令和2年における本市の総人口は49,798人で、この25年間で約10.1%減少しています。また、年齢層別では、総人口に占める高齢者人口の割合が、25年間で19.2ポイント上昇し、全体の36.2%を占めており、今後も少子高齢化が進行すると予想されます。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	55,408人	54,680人	53,971人	53,004人	51,369人	49,798人
高齢者人口 (65歳以上)	9,436人 (17.0%)	10,864人 (19.9%)	12,416人 (23.0%)	15,080人 (28.5%)	17,289人 (33.7%)	17,834人 (36.2%)
生産年齢人口 (15～64歳)	37,495人 (67.7%)	35,962人 (65.8%)	33,838人 (62.7%)	30,682人 (57.9%)	27,617人 (53.9%)	25,763人 (52.3%)
年少人口 (15歳未満)	8,477人 (15.3%)	7,854人 (14.4%)	7,717人 (14.3%)	7,188人 (13.6%)	6,370人 (12.4%)	5,702人 (11.6%)

※ 表中の数値は、表示単位未満を四捨五入しているため内訳と合計が一致しない場合があります（以降の表についても同じです。）。



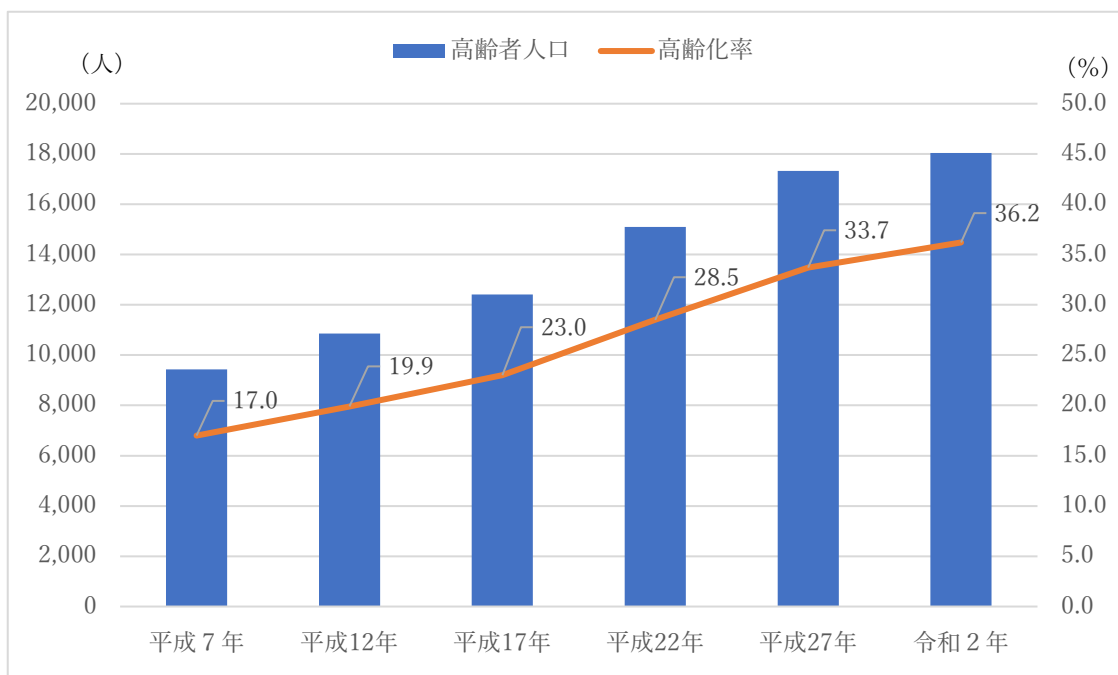
資料：「光市統計書」から作成

(2) 高齢化率の推移

本市の高齢者（65歳以上）の人口は、年々増加しています。高齢化率（総人口に占める高齢者の人口割合）についても高くなっており、平成17年に23.0%に達し、令和2年には36.2%と高い水準で推移しています。

なお、令和2年の高齢化率は、全国的には28.6%、山口県は34.6%であり、本市は国及び山口県よりも高い水準となっています。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者人口	9,436人	10,864人	12,416人	15,080人	17,289人	17,834人
高齢化率	17.0%	19.9%	23.0%	28.5%	33.7%	36.2%



資料：「光市統計書」から作成

(3) 要介護認定の状況

本市の令和7年3月31日時点の住民登録人口47,637人のうち3,196人が要介護認定を受けています。介護認定区分別の人数及び構成比は、以下の表のとおりです。

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
認定者数	384人	596人	734人	446人	376人	411人	249人	3,196人
構成比	12.0%	18.6%	23.0%	14.0%	11.8%	12.9%	7.8%	100.0%

資料：高齢者支援課資料（令和7年3月31日現在）

(4) 障害者の状況

本市の令和7年3月31日時点の住民登録人口47,637人のうち身体障害者手帳所持者は1,738人、療育手帳所持者は479人、精神障害者保健福祉手帳所持者は372人となっており、その内訳については、以下の表のとおりです。

【身体障害者手帳所持者の状況】

種類	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
所持者	84人	142人	21人	822人	669人	1,738人
構成比	4.8%	8.2%	1.2%	47.3%	38.5%	100.0%

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
所持者	503人	204人	341人	448人	132人	110人	1,738人
構成比	28.9%	11.7%	19.6%	25.8%	7.6%	6.3%	100.0%

資料：福祉総務課資料（令和7年3月31日現在）

【療育手帳所持者の状況】

程度	A（重度）	B（中・軽度）	合計
所持者	185人	294人	479人
構成比	38.6%	61.4%	100.0%

資料：福祉総務課資料（令和7年3月31日現在）

【精神障害者保健福祉手帳所持者の状況】

等級	1級	2級	3級	合計
所持者	58人	170人	144人	372人
構成比	15.6%	45.7%	38.7%	100.0%

資料：福祉総務課資料（令和7年3月31日現在）

第3章 光駅周辺の現況と課題

1 光駅周辺の現況

(1) 土地利用の現況

JR山陽本線の北側は主に住宅用地として、南側は住宅用地、公益施設用地、商業用地、特に国道188号沿線は商業用地としての利用が多くなっています。

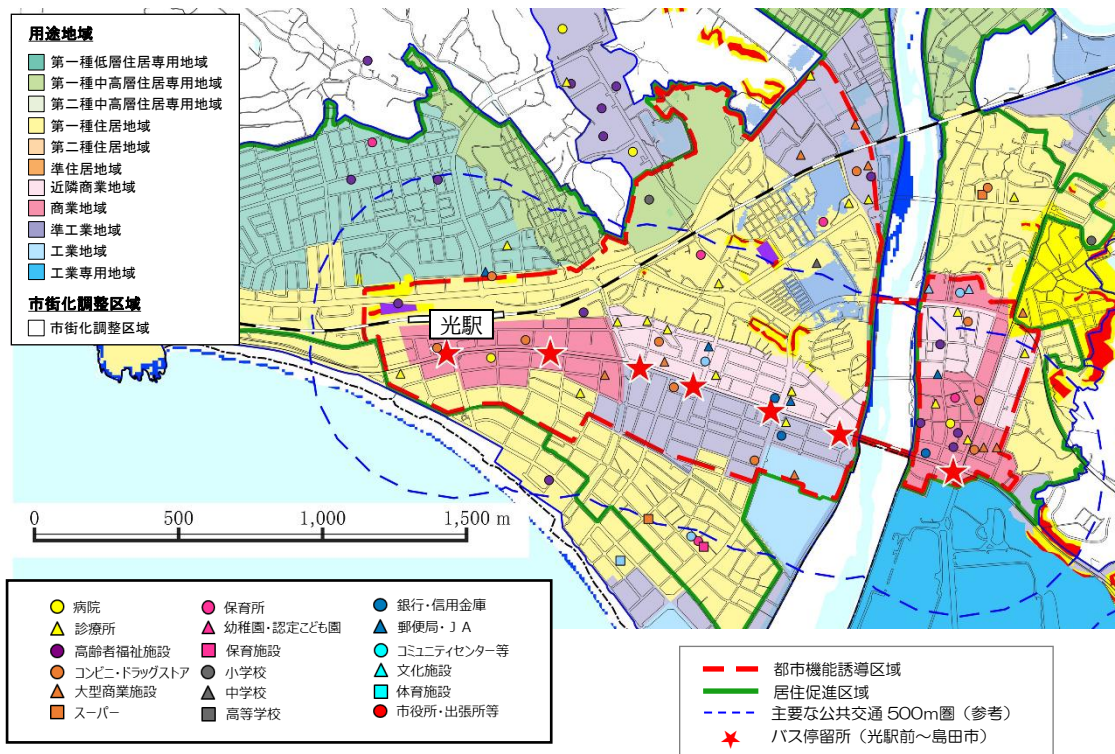


資料：「令和4年度都市計画基礎調査」から作成

(2) 都市機能の現況

光駅の周辺には、コンビニエンスストアや店舗などの一定の商業施設や交番といった公共施設などが立地しています。また、光駅北側には郵便局や福祉施設などが立地し、国道188号沿線には、飲食店や宿泊施設、病院など都市機能を有する施設が多数立地しています。

こうしたことから、光市立地適正化計画においては、本地区を含む「光駅周辺～島田市」に、市の玄関口として、市内外の人々が訪れ、にぎわいと活気のある都市拠点の形成に向けて、「都市機能誘導区域」を定めています。



資料：「光市立地適正化計画」から作成

2 光駅周辺のバリアフリーの状況

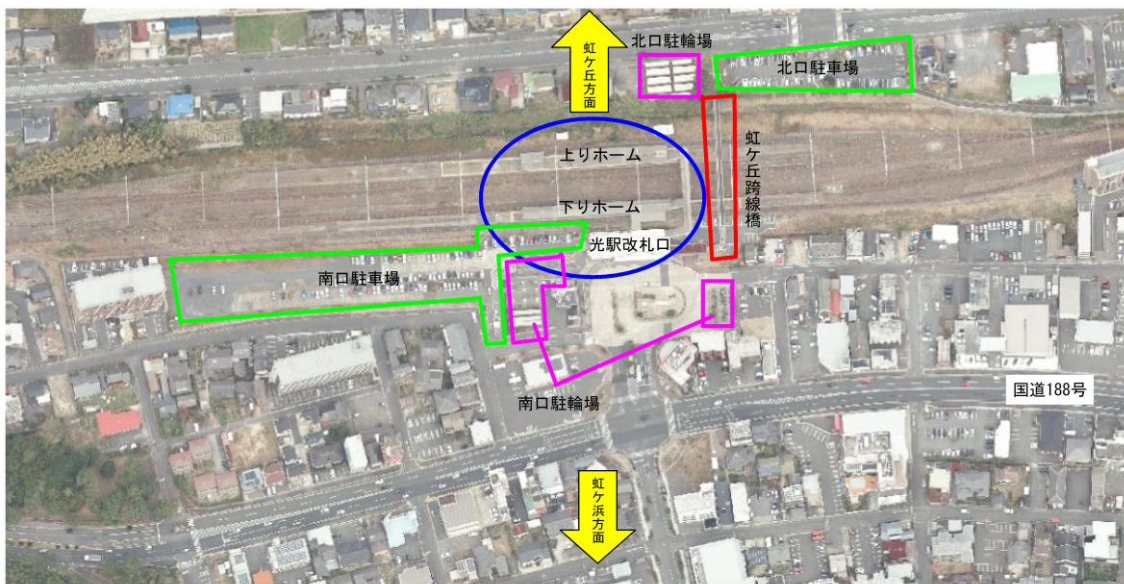
(1) 光駅周辺のバリアフリーの状況

虹ヶ浜方面（南口駅前広場）と虹ヶ丘方面（北口駅前広場）を結ぶ虹ヶ丘跨線橋は、虹ヶ浜方面との接続は階段のみとなっています。一方、虹ヶ丘方面との接続はスロープを整備していますが、その勾配は、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。以下「バリアフリー基準」という。）に定める基準を満たしていません。また、手すりは、階段部分には両側設置していますが、橋上の通路やスロープには片側のみの設置となっています。

南口駐車場には、「やまぐち障害者等専用駐車場」として障害者等が優先的に利用できる区画を2台分整備しているものの、駅から遠い西側の一部は未舗装となっています。一方、北口駐車場は、全区画をアスファルトで舗装していますが、障害者等が優先的に利用できる区画はありません。

駅周辺の各所に視覚障害者誘導用ブロックやベンチ、音声案内などが整備されていますが、整備されていない箇所も多数存在します。

【光駅周辺の上空写真】





《駅前ロータリー①》



《駅前ロータリー②》



《駅前ロータリー③》



《虹ヶ丘跨線橋①》



《虹ヶ丘跨線橋②》



《虹ヶ丘跨線橋③》



《北口駐車場》



《南口駐車場①》



《南口駐車場②》



《南口駐車場③》



《北口駐輪場》



《南口駐輪場①》



《南口駐輪場②》



《南口駐輪場③》

(2) 公共交通のバリアフリーの状況

ア 鉄道

本市はＪＲ山陽本線の鉄道駅が３つあります。光駅を含めた周辺ＪＲ駅の利用状況（令和６年度）及びバリアフリー施設整備状況は以下のとおりです。

ＪＲ各駅の利用状況及びバリアフリー施設整備状況

路線名	駅名	１日平均利用者数（人）	エレベーターの有無
ＪＲ山陽本線	徳山駅	14,410	○
	櫛ヶ浜駅	1,728	×
	下松駅	4,162	○
	光駅	3,982	×
	島田駅	868	×
	岩田駅	642	×
	田布施駅	2,004	×
	柳井駅	3,170	○

○：あり ×：なし

資料：「山口県統計年鑑」から作成

旅客施設に関しては、バリアフリー法の規定に基づき定められた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、１日当たりの平均利用者数が３，０００人以上の鉄道駅又は２，０００人以上３，０００人未満であって重点整備地区内の生活関連施設である鉄道駅について、原則として、バリアフリー化を行うことが目標とされています。周辺の駅の中で１日の平均利用者数が３，０００人以上である徳山駅、下松駅、光駅、柳井駅のうち、光駅だけがバリアフリー化に対応していない状況です。

（重点整備地区については第５章を、生活関連施設については第６章を参照）

光駅構内の状況を見ると、出入口から改札口及び改札口から下りホームへは階段とともにスロープが設置されており、高齢者、障害者等も円滑な移動が可能です。一方で、改札口から上りホームへの移動は階段のみとなっています。また、どちらのプラットホームにおいても、プラットホームと電車の床面との段差が大きい状況となっています。

光駅には、改札前の待機所及び改札内に1か所ずつトイレはあるものの、いずれも洋式便器は未設置です。





《下りホーム》



《上りホーム》



《プラットホーム内ベンチ》



《プラットホーム内待合》



《プラットホーム内視覚障害者誘導用ブロック》



《プラットホームと電車床面の段差》



《男性用トイレ》



《女性用トイレ》

イ その他の公共交通機関

本地区では、防長バス（徳山駅⇄柳井駅など）、循環生活交通（ひかりぐるりんバス）及び広域生活交通（光市役所⇄周南市熊毛地域）の路線バスが運行されています。防長バスについては低床バスが導入されており、循環生活交通及び広域生活交通については小規模車両であることから移動円滑化基準適用除外自動車の認定を受けています。



3 光駅利用者等の意向

市民や利用者の意見を反映させるため、光駅利用者に対するアンケート調査並びに高齢者団体、障害者団体及び子育て世代に対してヒアリング調査を実施しました。

(1) 光駅利用者アンケート調査

ア 実施日(配布日)及び配布数

(ア)	令和7年5月13日(火)	800通	
(イ)	令和7年5月17日(土)	200通	計 1,000通

イ 配布対象者

光駅周辺の利用者

ウ 回収方法

郵送回答又は2次元コードの読み取りによるネット回答（無記名回答方式）

エ 回答数(回収率)

499通（49.9%）

(2) 関係団体からのヒアリング調査

ア 子育て世代

(ア) 実施日 令和7年5月15日（木）

(イ) 対象者 チャイビビステーション（光市子育て支援センター）利用者

イ 高齢者団体

(ア) 実施日 令和7年5月28日（水）

(イ) 対象者 光市老人クラブ連合会

ウ 障害者団体

(ア) 実施日 令和7年5月28日（水）

(イ) 対象者 光市肢体不自由児者父母の会、光市手をつなぐ育成会、光市視力障がい者協会、オストミー協会周南支部、光市身体障害者相談員

(3) アンケート調査とヒアリング調査から得た施設の問題点や利用者等の意向

ア 施設等に関すること(主なもの)

(ア) JR光駅

a 出入口・改札口

- ・駅員が常駐していないため駅員に使い方を聞くことができない
- ・段差や凹凸があり移動しにくい
- ・北口側からのアクセスが悪いため北口改札を設置してほしい

b 案内・誘導

- ・駅員が常駐していないため駅員の案内や介助などを望むことができない
- ・時刻表や行先、乗り継ぎなどの案内表示がわかりにくい

c 構内

- ・エレベーターやエスカレーターがない
- ・北口側（虹ヶ丘方面）から上りホーム（柳井方面）を利用する際、虹ヶ丘跨線橋で一度南口側（虹ヶ浜方面）へ移動し、駅構内でさらに階段を利用して移動することとなるため動線を改善してほしい

- ・車両とプラットホームの間の段差、隙間を解消してほしい
 - ・階段の勾配（角度）がきつい
- (イ) 南口ロータリー
- ・一般車の送迎用スペースがなく滞留する
 - ・バス停にベンチがない
- (ウ) 南口駐車場・北口駐車場
- ・駐車枠が見えづらい
 - ・舗装されていない区域がある（南口駐車場）
 - ・北口駐車場にも障害者等専用駐車施設を設置してほしい
- (エ) 南口駐輪場・北口駐輪場
- ・駐輪可能台数が少ない
 - ・南口駐輪場にも屋根がほしい
- (オ) 虹ヶ丘跨線橋
- ・エレベーターやエスカレーターがない
 - ・屋根がない
 - ・階段の勾配（角度）がきつい
 - ・自転車での移動が困難
 - ・水はけが悪く水たまりができる
- (カ) トイレ
- ・洋式便器がない
 - ・バリアフリートイレがない
 - ・北口側にトイレがない
 - ・トイレが狭くて使いづらい、車いすで使えない
 - ・外からトイレ内が見える
 - ・オストメイト用の洗浄台がほしい
 - ・トイレに紙がない
- (キ) その他（その他の施設に関する意向及び周辺施設全体に関する意向）
- ・おむつ替え台を設置してほしい
 - ・北口にタクシー乗降場を設置してほしい
 - ・光駅周辺に視覚障害者誘導用ブロックがないので整備してほしい

イ 「心のバリアフリー」の認知度

「心のバリアフリー※」の言葉の認知度は、言葉を知っていた人は全体の31.3%であり、言葉は聞いたことがあるが意味は知らなかった人を含めると言葉を知らなかった人は66.7%を占めています。

	言葉を知っていた	言葉は聞いたことがあるが意味は知らなかった	言葉を知らなかった	無回答
回答者数	156人	102人	231人	10人
構成比	31.3%	20.4%	46.3%	2.0%

※ 「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を有する全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを図り、支え合うことをいいます。

4 光駅周辺のバリアフリーに関する課題の整理

これまでの「光駅周辺の現況」、「光駅周辺のバリアフリー状況」、「光駅利用者等の意向」を踏まえ、本地区のバリアフリーに関する課題を整理します。

(1) 南北自由通路のバリアフリー化

現在の虹ヶ丘跨線橋は、南口駅前広場との接続は階段のみとなっており、北口駅前広場との接続はスロープとなっているものの、その勾配はバリアフリー基準を満たしていません。また、通路には屋根はなく、幅員も狭いなど十分な移動円滑化が図られているとは言えない状況です。現在、光駅拠点整備事業として、新たな南北自由通路の整備を予定していますが、バリアフリー基準を満たし、エレベーターを設置するなど移動円滑化に十分に配慮した整備を図る必要があります。

(2) 公共交通における移動円滑化

光駅の構内については、一部スロープ等の設置がありますが、乗換跨線橋での移動は階段のみであることのほか、光駅北口側（虹ヶ丘方面）から上りホームを利用する場合の動線が長いことやプラットホームと電車の床面との段差が大きいことなど、十分な移動円滑化が図られているとは言えない状況です。このため、エレベーターの設置や移動動線の改善、プラットホームの嵩上げなど、移動円滑化に向けた利用環境の向上を図る必要があります。

(3) 安全・快適に利用できる利用者空間の形成

本地区は、幹線道路を中心として歩道が設置されていますが、一部の区間で途切れていたり、段差が生じていたりするなどの状況が見られることから、歩道の連続性に配慮した整備が必要です。視覚障害者誘導用ブロックについては部分的に設置されているものの、より効果的な設置を検討する必要があります。また、バリアフリーに配

慮したトイレ整備やロータリー内における高齢者、障害者等の利用に配慮した送迎車両対策の必要

性も高く、全ての人が安全で快適に光駅を利用できる環境整備を図る必要があります。

(4) 誰もが優しくサポートできるまちづくり

バリアフリーのまちづくりを実現するためには、ハード面の施設整備だけでなく、市民一人ひとりが助けあいの精神を持つ環境づくりを行うことが必要です。このためには、ソフト面の取組を通じて、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の特性を理解し、支え合い、優しくサポートできる、「心のバリアフリー」が実現する社会を目指していく必要があります。

第4章 光駅周辺の移動等円滑化に関する基本的な考え方

「バリアフリー法」や「山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル」の考え方、前章で整理した光駅周辺の課題を踏まえ、本地区における移動等円滑化に関する基本的な考え方を以下のとおりとします。

■安全で安心して利用できる光駅周辺

移動等円滑化のための施設整備などにより、高齢者、障害者等の誰もが安全に、安心して利用できることを目指します。

■便利で快適に利用できる光駅周辺

トイレなどの便利施設の充実や駅前ロータリー内への必要な機能の配置などにより、利用者が便利で快適に利用できることを目指します。

■事業の優先度の設定

重要度や実現性の観点から、光駅拠点整備基本計画と整合を図り、短期・集中的に取り組む事業内容を優先的に選択します。

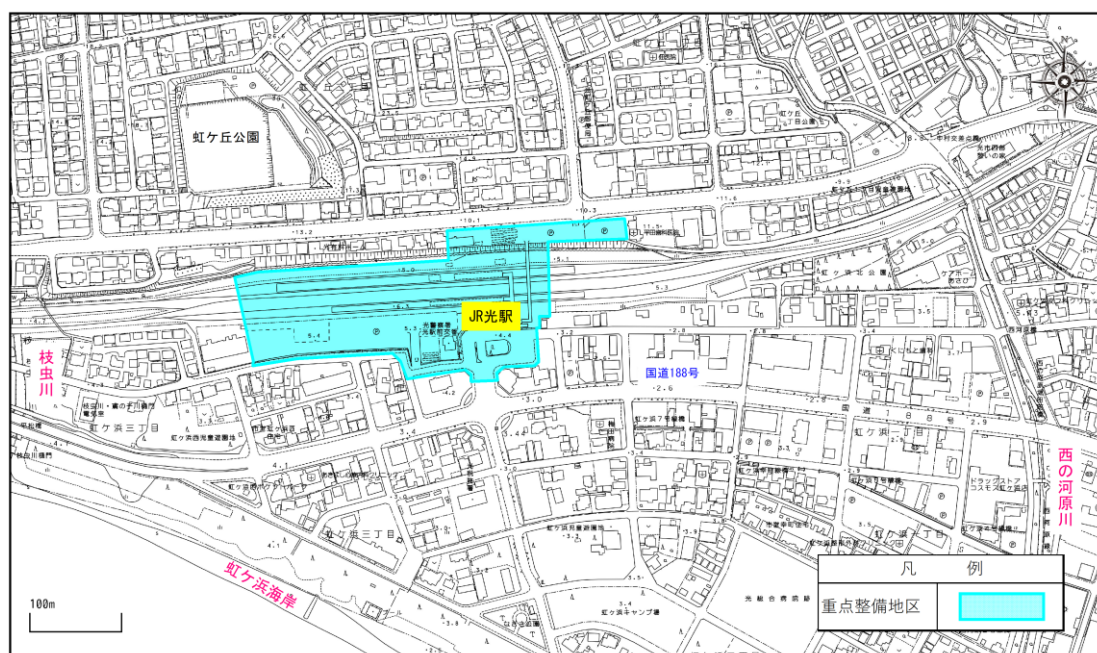
■心のバリアフリーの推進

真の意味でのバリアフリー化を図るためには、施設や環境などに起因する障壁を除去するといったハード面の整備だけではなく、高齢者、障害者等が抱える困難さや不自由さを周囲が理解し、支え合い、優しくサポートするという「心のバリアフリー」が重要であることから、市民一人ひとりの「心のバリアフリー」の理解促進に努めます。

第5章 重点整備地区の位置及び区域の設定

<重点整備地区の区域設定の考え方>

本地区では、新たな南北自由通路の設置をはじめとする光駅拠点整備事業に取り組んでおり、今後、歩行者動線や歩行者交通量が大きく変動していくことが予想されます。同時に、光駅や虹ヶ丘跨線橋のバリアフリー化を求める切実な声を数多くいただいており、バリアフリー化への機運やニーズが高い地区であると言えます。こうしたことを踏まえ、本基本構想における「重点整備地区」については、光駅拠点整備基本計画との整合を図るため、下図のとおり設定します。この地区のバリアフリー化を重点的に推進することで、効果的に本市における都市機能の増進を図ります。



重点整備地区の設定

第6章 生活関連施設及び生活関連経路の設定

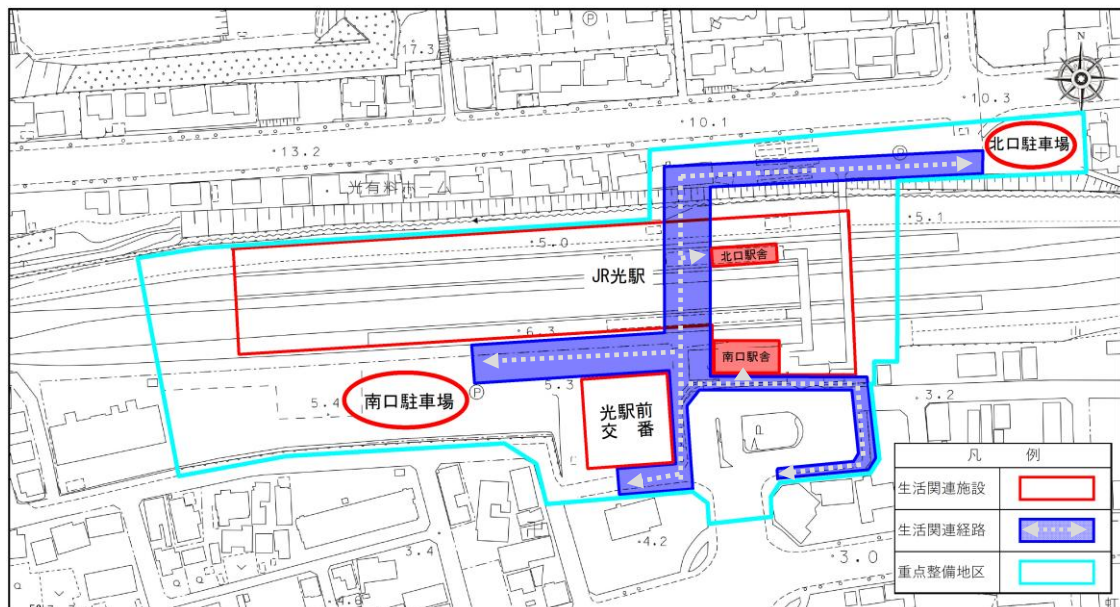
1 生活関連施設の設定

生活関連施設は、バリアフリー法において「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」と定義され、生活関連施設間の移動経路を含め、一体的なバリアフリー化を進めるものです。

重点整備地区内において、高齢者、障害者等が基本的に徒歩で移動することが想定される施設のうち、バリアフリーや、安全性の現状などを考慮し、南口駐車場、北口駐車場並びに光駅の南口駅舎及び北口駅舎（いずれの駅舎においても駐車場を含む。以下同じ。）に加え、光駅前交番を設定します（下図参照）。

2 生活関連経路の設定

生活関連経路は、バリアフリー法において「生活関連施設相互間の経路」と定義され、重点整備地区内における施設間の円滑な移動を確保しようとするものです。生活関連施設へのアクセス動線を考慮し、各生活関連施設を相互に結び、また、駅前広場の利用者動線を考慮した経路を設定します（下図参照）。



生活関連施設及び生活関連経路等

第7章 移動等円滑化の整備方針

1 重点整備地区の整備方針

- 利用者が光駅の構外から改札口、プラットホーム、そして電車へ乗り込むまでの間においては、エレベーターの設置や、プラットホームの嵩上げをはじめとするバリアフリー化に向けた施設整備をとおして、安全・安心かつ快適な移動環境の整備を図ります。
- 南口・北口の両駅前広場の整備においては、障害者等用駐車施設の新設・増設や障害者等用乗降場の設置、バリアフリーに対応した公衆トイレの設置などの設備や機能の充実をとおして、利便性・快適性の高い利用環境の整備を図ります。
- バリアフリー化の推進にあたっては、「バリアフリー法」や「山口県福祉のまちづくり条例」等への適合を図ります。

2 心のバリアフリーの推進

(1) 周知・啓発活動の実施

市の広報やホームページ等を活用してバリアフリーについての情報提供を行うほか、出前講座などの実施による啓発を図るとともに、「あいサポート運動」（多様な障害の特性、障害のある人への必要な配慮などを理解して、みんなが暮らしやすい地域社会をつくる運動）を山口県と連携して推進し、理解促進に努めます。

(2) 福祉体験の推進

「ふれあい促進事業」による障害の特性や障害者に対する理解、「未来のパパママ応援事業」による妊産婦や子育てに対する理解を深めるなど、市民一人ひとりが互いに助け合い、支え合う心を育むことにつながる取組を推進します。

第8章 実施すべき特定事業及びその他の事業

重点整備地区の区域内におけるバリアフリー化に向け、各事業者が取り組む事業（以下「特定事業」という。）は、以下のとおりです。

なお、各特定事業の事業者は、本基本構想に基づき、具体的な事業内容を定めた特定事業計画を作成することとなります。本市では、それぞれの特定事業計画の円滑な実施に向け、進捗状況を適宜把握し、関係機関と協力しながら、各事業者による取組を促進します。

1 公共交通特定事業

公共交通特定事業は、旅客施設や車両の移動等円滑化のために公共交通事業者が実施するものです。

項目	事業者	事業内容	実施予定時期
J R光駅	西日本 旅客鉄道(株)	鉄道駅のバリアフリー化（エレベーター設置、プラットホームの嵩上げ等）	令和9年度～
路線バス	防長交通(株) 周南近鉄タクシー(株)	低床バスなどバリアフリーに対応した車両の導入(※)	車両更新時

※ 車両総重量が5 t以下であって乗車定員が23人以下であるなど、移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領第3に該当する車両を導入する場合を除く。

2 道路特定事業

道路特定事業は、歩道等の移動等円滑化のために道路管理者が実施するものです。

項目	事業者	事業内容	実施予定時期
都市計画道路光駅南北自由通路線(仮称)	光市	バリアフリーに対応した自由通路の整備（エレベーター設置、屋根設置、ベンチ設置、高齢者・障害者等に配慮したスロー勾配や通路幅員の確保等）	令和9年度～

※ 現在の虹ヶ丘跨線橋を架け替え、新たに南北自由通路を整備します。

3 路外駐車場特定事業

路外駐車場特定事業は、利用者の移動等円滑化のために路外駐車場管理者が実施するものです。

項目	事業者	事業内容	実施予定時期
光駅南口 駐車場	光市	施設のバリアフリー化（敷地内舗装、障害者等用駐車施設の増設、車両出入口の拡幅等）	令和9年度～

4 建築物特定事業

建築物特定事業は、建築物の移動等円滑化のために建築主や管理者が実施するものです。

項目	事業者	事業内容	実施予定時期
公衆トイレ	光市	バリアフリーに対応したトイレの整備 （バリアフリースイットイレ・洋式便器の設置、手すりの設置等）	令和9年度～

※ バリアフリースイットイレは、次の機能を基本とします。

- ・南口・・・オストメイト、乳幼児及び車いす対応設備
- ・北口・・・乳幼児及び車いす対応設備

5 交通安全特定事業

交通安全特定事業は、道路横断等の安全確保や違法駐車行為の防止のために公安委員会が実施するものです。

項目	事業者	事業内容	実施予定時期
横断歩道	山口県 公安委員会	横断歩道への視覚障害者誘導用ブロックの整備	令和9年度～
違法駐車		違法駐車取締りの強化及び防止のための啓発活動等の実施	適宜

6 教育啓発特定事業

教育啓発特定事業は、移動等円滑化の促進に関する市民その他の関係者の理解の増進のために本市や施設設置管理者等が実施するものです。

項目	事業者	事業内容	実施予定時期
光市	光市	市民へのバリアフリーに関する普及啓発	適 宜
J R 光駅	西日本 旅客鉄道(株)	職員、社員へのバリアフリーに関する教育啓発	適 宜
路線バス	防長交通(株) 周南近鉄タクシー(株)		
タクシー	周南近鉄タクシー(株) (有)西部光タクシー		
光駅前交番	山口県警察		

7 その他の事業

上記に掲げる各特定事業のほか、北口駐車場への障害者等用駐車施設の設置、ロータリーへの障害者等用乗降場の設置に加え、視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置や駅から駅前広場等への連続した屋根の設置など高齢者、障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上させるための事業を関係機関と協力して実施していきます。

項目	事業者	事業内容	実施予定時期
光駅北口 駐車場	光市	障害者等用駐車施設の設置	令和9年度～
南口・北口 駅前ロータリー		障害者等用乗降場の設置	

南口・北口 駅前広場		視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置、駅からの連続した屋根の設置、休憩用・待機用ベンチの設置	
---------------	--	--	--

第9章 基本構想の実現に向けて

本基本構想の中では、本地区における効果的なバリアフリー環境を実現していくために、移動等円滑化に関する整備方針や実施すべき事業などについて定めました。今後、本基本構想で定めた事業の着実な事業実施を推進するためには、本市と各事業者とがそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図って協力していくことが重要です。

本基本構想の策定後は、各特定事業が適切に実施できているかの進行管理を行いながら、事業完了後の効果の検証・評価等を実施し、状況に応じた本基本構想の維持・改善又は必要に応じた見直しを行ういわゆるPDCAサイクルに基づく管理を行うことで本基本構想の趣旨の実現に向けて取り組みます。

●用語集

あ	あいサポート運動	山口県と連携して行っている、多様な障害の特性、障害のある人への必要な配慮などを理解して、だれもが暮らしやすい地域社会をつくる運動のこと。
い	移動等円滑化	高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
い	移動円滑化基準適用除外自動車	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）に定める基準について、同省令第43条の規定による適用除外の認定を受けた車両のこと。例えば、車両総重量が5t以下であって乗車定員が23人以下の車両が対象となり、車両の移動等円滑化基準への対応が免除となる。
い	移動等円滑化の促進に関する基本方針	国が、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第3条に基づき定められた移動等円滑化の促進に関する基本方針のこと。
い	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令	道路管理者が管理する道路について、遵守するよう努めるべき移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準が定められた省令（平成18年国土交通省令第116号）
き	居住促進区域	一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域のこと。光市立地適正化計画において定められた区域であり、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の「居住誘導区域」のこと。
こ	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関の旅客施設等のほか、道路、路外駐車場等並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置や、一定の地区における旅客施設、建築物等や、それらの間の経路を構成する道路等の一体的な整備を推進するための措置等を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的として制定された法律（平成18年法律第91号）
こ	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を有する全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを図り、支え合うこと。
し	視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）	視覚障害者を安全に誘導するため、足裏の触覚で認識ができるよう、地面や床面に敷設される突起が表面についている点状・線状ブロックのこと。

じ	重点整備地区	<p>バリアフリー化を重点的かつ一体的に実施する地区のことで、次の要件を満たす地区のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設が概ね3施設以上あり、かつ、それら間の移動が通常徒歩で行われる地区 ・生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区 ・バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
せ	生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。
せ	生活関連経路	生活関連施設相互間を移動する道筋のこと。
ち	超高齢社会	65歳以上の人口（老年人口）が総人口に占める割合（高齢化率）が21%を超える社会のこと。
て	低床バス	高齢者、障害者等が容易にバスの乗降ができるよう床の高さが低く設計されたバスのこと。
と	特定事業	移動等円滑化のために必要な施設の整備等に関する事業として、バリアフリー基本構想に定めた事業のこと。特定事業を実施する事業者は、特定事業計画を作成し、事業を実施しなければならない。なお、特定事業は、その種別に応じて、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業がある。
と	特定事業計画	基本構想策定後、特定事業実施事業者が特定事業を実施するために作成する計画のこと。特定事業実施事業者は当該計画に基づき特定事業を実施する。なお、特定事業計画は、その種別に応じて、公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画及び教育啓発特定事業計画がある。
と	都市機能誘導区域	都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の立地を誘導すべき区域のこと。これらの都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、サービスの効率的な提供を図る区域。（都市再生特別措置法第81条に基づき、光市立地適正化計画において定められた区域）
と	都市計画基礎調査	都市計画区域を対象におおむね5年ごとに県が行う調査のこと。人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用の状況などについて、現況及び将来の見通しを調査するもの。
ば	バリアフリー	多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的なバリア、制度的なバリア、文化・情報面でのバリア、意識上の

		バリアなどあらゆる人の社会参加を困難にしている全ての障壁を除去するという考え方のこと。
ば	バリアフリートイレ	広いスペースが確保され、高齢者、障害者、乳幼児連れの人等の利用に適切な配慮がなされ、設計されたトイレのこと。
ふ	ふれあい促進事業	本市が実施している中学生と障害者やその支援者とのふれあい・交流をとおり、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるため、障害者への必要な配慮など、相互理解を図ることを目的とした事業。
み	未来のパパママ応援事業	本市が実施している中学生と赤ちゃんやその保護者とのふれあい・交流をとおり、いのちの尊さを体感し、自分自身や他者への愛情を深め、感謝の気持ちを醸成することを目的とした事業。
や	山口県福祉のまちづくり条例	山口県において、高齢者、障害者等の日常生活や社会生活を制限する障壁（バリア）のない、誰でも利用しやすい生活環境を整え、高齢者、障害者等を含む全ての人が自らの意思で自由に行動し、平等に参加することができる社会を構築していく福祉のまちづくりを推進するため制定された条例（平成9年山口県条例第1号）
や	やまぐち障害者等専用駐車場	障害者等専用駐車区画の適正利用を図るため、身体障害者、高齢者、妊産婦など歩行や車の乗降が困難な人で山口県から利用証の交付を受けた人が利用できる専用駐車場のこと。
ゆ	ユニバーサルデザイン	高齢者、障害者等を含む誰もがはじめてから利用しやすいように、施設・製品・サービスなどに配慮を行うという考え方のこと。
P	P D C A サイクル	P l a n (計画) - D o (実行) - C h e c k (評価)、A c t i o n (改善)のプロセスからなる計画管理などの継続的改善手法のこと。

光駅周辺バリアフリー基本構想

発行：山口県光市

編集：光市都市政策部都市政策課

〒743-8501

山口県光市中央六丁目1番1号

電話 (0833) 72-1574

<https://www.city.hikari.lg.jp>
